

佐賀県有明水産振興センター庁舎清掃業務委託仕様書

1 目的

有明水産振興センター庁舎内外において適切な清掃を実施することにより、快適で衛生的な庁舎環境を確保するとともに、建物の保全を図る。

2 業務実施場所

佐賀県有明水産振興センター（佐賀県小城市芦刈町永田 2753-2）

管理棟、研究棟、ノリ品種開発実験棟、貝類研究棟及び展示館並びに管理棟周辺（別添配置図）

3 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

4 業務実施要領

(1) 業務内容

① 日常清掃

ア 毎週 2 回（月曜日、木曜日）

- ・管理棟の床面の空拭き、玄関出入口ガラスの水拭き、トイレの清掃
- ・貝類研究棟のトイレ、湯沸室の清掃

イ 毎週 1 回

- ・管理棟の休憩室の畳の清掃（随時薬品で拭き上げ）
- ・展示館のトイレの清掃

ウ 毎月 2 回

- ・管理棟周辺の植え込みの除草
- ・研究棟の床面の空拭き、清掃
- ・ノリ品種開発実験棟の床面の空拭き、清掃
- ・貝類研究棟の床面の空拭き

エ 毎月 1 回

- ・展示館の床面の空拭き

② ワックス塗布（9 月、3 月）

管理棟、研究棟、ノリ品種開発実験棟及び貝類研究棟の P タイルのワックス塗布

③ 窓ガラス清掃（12 月）

(2) 業務実施箇所及び面積

別添図面のとおり

(3) 業務実施日及び時間

清掃業務は当センターの開庁日の勤務時間内（8 時 30 分から 17 時 15 分）に行うものとする。開庁日とは、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）以外の日をいう。ただし、ワックス塗布は開庁日以外の日に行う。

毎週 2 回行う日常清掃において、業務実施日が祝日に当たる場合は、その翌日に業務を行うものとする。

(4) 清掃用機材等

清掃業務に必要な機器、器具及び各種消耗品は受託者の負担とする。ただし、清掃業務に必要な電力、水道、トイレトペーパー及びビニール袋は委託者の負担とする。

(5) 業務実施計画・実施報告等

受託者は委託業務全般に責任を持つ業務管理者を選任し、委託者に報告するとともに、毎月 7 日までに当月の清掃業務実施計画書及び前月の清掃業務実施報告書を委託者に提出する。

5 業務委託に係る特約事項

本業務委託は地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、翌年度以降において本業務委託に係る所要の予算について減額又は削除があった場合は、当該委託契約を変更又は解除することがある。

6 その他

(1) 受託者及びその従業員は委託業務を通じて知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。これは委託契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(2) 清掃業務の実施に当たっては、委託者の執務執行に支障を生じないよう十分配慮するものとする。